解散命令公告

和歌山県公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成28年３月８日

和歌山県知事　仁坂　吉伸

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

日の岬産湯海洋温泉別荘管理事業協同組合

和歌山県日高郡美浜町大字三尾2085番地の212

和歌山リサイクル企業組合

和歌山県和歌山市三沢町二丁目１１番地の２

教示

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に和歌山県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合において、和歌山県を代表する者は和歌山県知事となります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

３　１の異議申立てをした場合には、２にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

行旅死亡人

１．本籍・住所・氏名不明、年齢は20歳から40歳位、身長173㎝位の男性で、黒色パーカー、カーキ色カーゴパンツ、茶色トレッキングシューズ等を着用し、黒色リュックサック、折り畳み傘、雨合羽等を所持していた

上記の者は、平成27年５月31日南都留郡富士河口湖町精進514番地富岳風穴から南西方約1.1㎞の青木ヶ原樹海内で死亡しているところを発見されました。死因は縊死。死亡年月日は平成26年11月下旬から平成27年５月中旬ころと推定されます。

２．本籍・住所・氏名不明、推定年齢50歳以上の男性で、黒色格子柄ハット、ベージュ色ジャンパー、白色Ｙシャツ、ベージュ色ズボン、黒色靴等を着用し、黒色リュックサック、手提げバック、懐中電灯、ラジオ等を所持していた

上記の者は、平成27年８月13日南都留郡富士河口湖町西湖2068番地蝙蝠穴管理事務所から西方約370ｍの青木ヶ原樹海内で死亡しているところを発見されました。死因は縊死。死亡年月日は平成27年７月下旬ころと推定されます。

３．本籍・住所・氏名不明・推定年齢20歳代から50歳代、身長約180㎝前後の男性で、チェック柄長袖シャツ、半袖ポロシャツ、半袖Ｔシャツ、ジーンズ、アンクルソックス、スニーカー等を着用し、カシオ腕時計等を所持していた

上記の者は、平成27年９月５日南都留郡富士河口湖町精進514番地富岳風穴から南東方約400ｍの青木ヶ原樹海内で死亡しているところを発見されました。死因は不詳。死亡年月日は平成27年８月ころと推定されます。

４．本籍・住所・氏名不明、推定年齢40歳以上、身長約177㎝前後の男性で、黒色ダウンジャケット、黒色パーカー、黒色長袖Ｔシャツ、灰色ランニングシャツ、青色ジーンズ、スニーカー等を着用し、黒色二つ折り財布、カシオ腕時計等を所持していた

上記の者は、平成27年10月２日南都留郡富士河口湖町西湖2068番地西湖蝙蝠穴管理事務所から南西方約635ｍの青木ヶ原樹海内で死亡しているところを発見されました。死因は不詳。死亡年月日は平成27年10月２日より３から４ヶ月以前と推定されます。

以上４遺体は身元不明につき、火葬に付し遺骨は、富士河口湖町納骨堂に安置してありますので、お心当たりの方は、本町福祉推進課まで申し出て下さい。

平成28年３月８日

山梨県　　富士河口湖町長　渡辺喜久男

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40～80歳位の男性の特徴あり、眼窩以下を欠く頭蓋骨、着衣及び所持品はなし

上記の者は、平成27年12月31日高松市屋島東町１番地１地先の側溝内で発見されました。死亡日時は不詳。死因は白骨化のため不詳。遺体は平成28年１月15日火葬し、遺骨は当市において保管しています。心当たりの方は、高松市福祉事務所生活福祉課まで申し出てください。

平成28年３月８日

香川県　　高松市長　大西　秀人

公示送達

石巻広域都市計画事業大曲浜地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告します。

平成28年３月８日

石巻広域都市計画事業

大曲浜地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者　東松島市

代表者　東松島市長　阿部　秀保

１　送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　宮城県桃生郡矢本町大曲字下台78番地１

氏名　津田　昭則

住所　宮城県桃生郡矢本町大曲字下台78番地１

氏名　津田　節子

住所　宮城県桃生郡矢本町大曲字下台78番地１

氏名　津田　なほ

住所　宮城県桃生郡鷹来村129番地

氏名　葛西　慶蔵

住所　宮城県桃生郡鷹来村167番地

氏名　相沢喜代治

住所　宮城県桃生郡鷹来村140番地

氏名　津田傳五郎

住所　宮城県桃生郡鷹来村140番地

氏名　相沢七之丞

住所　宮城県桃生郡鷹来村158番地

氏名　津田　勝蔵

住所　宮城県桃生郡鷹来村143番地

氏名　津田勘兵衛

住所　宮城県桃生郡鷹来村189番地

氏名　岩井　健治

住所　宮城県桃生郡鷹来村150番地

氏名　小山　廣吉

住所　宮城県桃生郡鷹来村189番地

氏名　岩井　永作

住所　宮城県桃生郡鷹来町大曲165番地

氏名　津田長七郎　外９名

２　通知の内容

土地区画整理法第98条第１項及び第５項の規定により、石巻広域都市計画事業大曲浜地区被災市街地復興土地区画整理事業において定められた別表及び別図のとおり仮換地指定をします。

教示

１　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮城県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、東松島市長を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）

ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。

なお、当該通知書は掲載を省略し、それらを宮城県東松島市大曲字下台128番213の工事事務所の掲示場所において掲示しています。